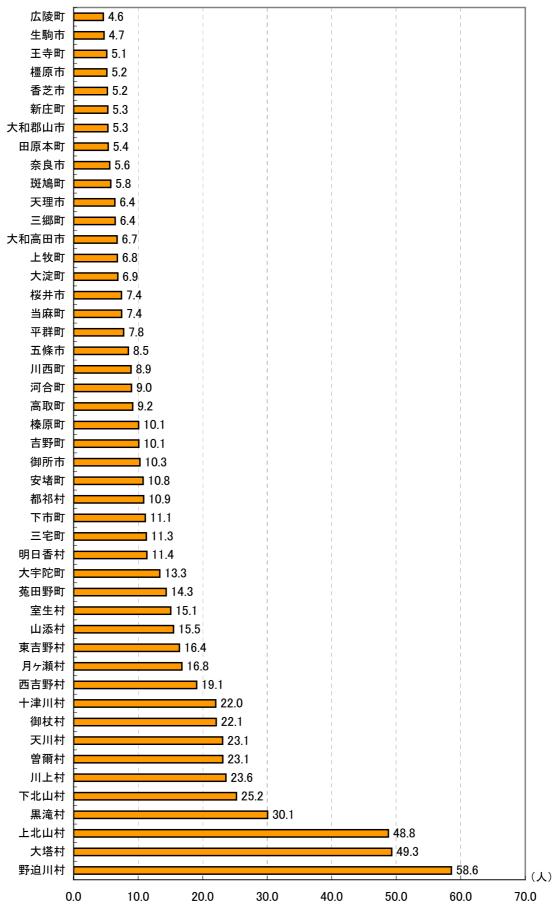
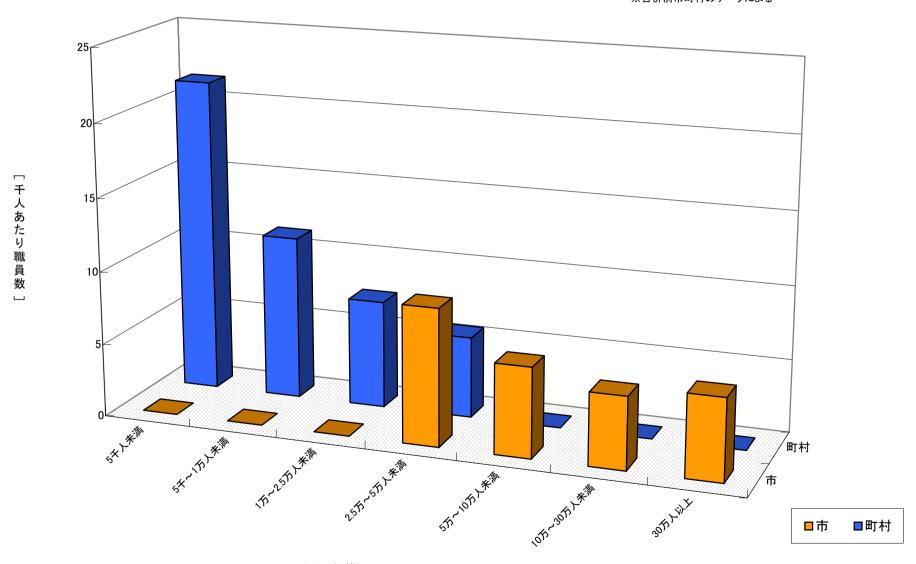
# 【人口千人あたり一般行政職員数(県内市町村別)】



人口:住民基本台帳(H16.9.1) 職員数:奈良県市町村要覧(平成16年度) ※合併前市町村のデータによる

# 【人口千人あたり一般行政職員数(人口規模別)】

人口:住民基本台帳(H16.9.1) 職員数:奈良県市町村要覧(平成16年度) ※合併前市町村のデータによる



[人口規模]

-   1   1   1   1   1   1   1   1						
部 門 具 体 的 な 担 当 業 務	A 市 約11万人	B 町 約3万人	C 村 約2千人			
議会事務局	8	3	1			
・総務部門 ⇒ 秘書、財政、人事給与、財産管理、出納、職員研修、自治会、文書管理等 ・企画部門 ⇒ 企画、情報処理、広域行政 等 ・行政委員会 ⇒ 選挙管理委員会、公平委員会、監査委員 等 ・住民関係 ⇒ 戸籍及び住民登録、防災業務、広報公聴、外国人登録、印鑑登録	1 3 6	3 2	2 0			
税務 部門 ・課税業務(市町村民税、固定資産税、入湯税等)、徴収業務、各種証明業務等	4 0	1 2	4			
・社会福祉 ⇒ 社協、共同募金、民生委員、ボランティア、生活保護、障害者等 ・高齢者対策 ⇒ 介護保険、施設サービス、在宅サービス、老人クラブ 等 ・児童福祉 ⇒ 少子化対策、児童館、保育所 等 ・年金・保険 ⇒ 国民年金、国民健康保険 等 ・地域改善	1 4 5	4 5	1 7			
・保健衛生 ⇒ 保健衛生(検診、母子保健、予防接種、健康相談、訪問看護、精神衛生等) 衛 生 部 門 ・衛生関係 ⇒ 墓地、火葬場、と畜検査、公害問題、環境保全 等 ・清掃関係 ⇒ ゴミの収集及び処理、し尿の収集及び処理、リサイクル 等	6 7	4 1	2			
労働部門・勤労センター、人材センター等	1	0	0			
・農業関係 ⇒ 農業振興、農業委員会、土地改良事業、農業協同組合 等 ・林業関係 ⇒ 林業振興、水源地対策、林道整備 等 ・水産業関係 ⇒ 水産振興、漁業権 他	1 1	5	3			
商 エ 部 門 ・商工会、商店街、地場産業、村おこし ・観光振興、温泉、各種イベント	4	2	2			
・道路事業、河川事業、治水事業等の公共事業の実施と公共施設の管理 ・都市計画(線引き、開発指導 等)、街路・都市公園等の整備及び管理 ・駅前再開発、区画整理事業、駐車場及び駐輪場、放置自転車対策 等 ・公営住宅、用地買収、土地開発公社、境界明示	1 2 3	2 4	3			
・教育一般業務 ⇒ 教育委員会、教職員に係る庶務的業務 等 ・社会教育業務 ⇒ 生涯学習、公民館の設置及び管理、文化財関係業務 等 ・保健体育業務 ⇒ 運動公園等の整備・管理、学校給食に関する業務 ・義務教育(小学校・中学校)に関する業務 ・その他の教育関係 ⇒ 高等学校、幼稚園、学童保育 等	2 1 1	5 1	7			
消防関係、救急搬送等	1 4 7	0	0			
公 営 企 業 ・病院事業 ・水道事業 (上水) ・下水道事業 ・その他特別会計 (国保事業、介護保険、宿泊施設の経営 等)	9 9	2 3	8			
職員数合計	9 9 5	2 3 9	6 7			

※ A市、B町、C村はいずれも県内市町村

# 市町村の規模と介護保険を担当する職員数の比較

#### A市の福祉関係の組織(人口約11万人市)

#### 福祉健康部 (190名)

#### 健康課(課長1・補佐1)計21名

管 理 係 休日夜間応急診療、精神保健、感染症対策、医療関係団体に関す (2) スニレかど

母子保健、老人保健法による保健事業、精神保健及び精神障害者 福祉法による居宅生活支援、結核その他疾病予防に関すること等

#### 国保年金課 (課長1・補佐1)計25名

国 保 係 国民健康保険税に関すること、国民健康保険被保険者資格等に関 (11)すること、国民健康保険運営協議会に関することなど

年 帝 係 国民年金被保険者の資格の得喪、国民年金関係書類の審査・通達、 (4) 被保険者名簿、福祉年金に関すること

福祉医療係 老人・母子・乳幼児・心身障害者に対する医療費の助成、老人保 (8) 健法による医療に関すること

#### 介護保険課(課長1・補佐1)計11名

認 定 係 要介護認定の申請・認定、介護認定審査会、高齢者の健康啓発に (3) 関すること

保険係 介護保険料の賦課徴収に関すること、介護保険被保険者の資格等 (6) に関すること、介護報酬の請求・審査、保険給付金の支払、介護 保険の運営、介護保険のサービス提供事業者の指導等に関するこ トなど

#### 福祉事務所

#### 福祉総務課 (課長1・補佐1)計24名

庶務係 地域福祉計画、保護金品の支出、高齢者交通費助成事業、災 害救助、戦傷病者・戦没者遺族等の援護、高齢者の生きがい に関することなど

生活保護法に定める各種扶助、生活保護法に定める調査・指 (6) 導・措置、民生委員・児童委員・民生委員推薦会、行旅病人 ・行旅死亡人・浮浪者の取扱いなど

#### 福祉支援課 (課長1・補佐1)計13名

福祉 係 高齢者・障害者の福祉計画、福祉年金の支給、障害児福祉手 当・特別障害者手当等の支給等に関すること、障害者福祉施 設等の整備、福祉統計に関することなど

支援係 高齢者の訪問指導、高齢者・障害者の生活支援・家族介護支 (7) 援事業、介護支援専門員の指導・育成等、身体障害者福祉法 ・知的障害者福祉法に関すること、介護予防に関すること

#### 児童福祉課 (課長 1・補佐1)計95名

保育係 保育所の入所・退所の決定、保育料の決定・徴収、保育所運 (8) 営委員会に関すること

児童福祉係 児童福祉施策に関すること、児童福祉法に関すること、母子 (3) 及び寡婦福祉法に関すること、児童館に関することなど

4保育園 (76)児童館 他 (5)

B町の福祉関係の組織(人口約3万人の町)

住民生活部 (33名)

福 祉 課(課長1・補佐2)計14名

社会福祉係 社会福祉、人権対策、生活保護、 身体障害 者福祉、知的障害者福

祉、あゆみの家、災 害救助、ふれ あい交流センター

児童福祉係 児童福祉、母子福祉、保育所、学

(2) 童保育

高齢福祉係 高齢者福祉、老人憩いの家、○○

(2) ○組合. シルバー人材センター

#### 介護福祉係 介護保險

(3)

健康増進課(課長1・補佐1)計19名

健康対策係 健康増進対策、伝染病予防、保健 (11) センター、休日診療組合 (保健センター内)

国民年金係 国民年金事務 (3)

国民健康保険係 国民健康保险

(1)

福祉医療係 老人・心身障害者等への医療費の (2) 助成、老人保健

#### C村の福祉関係の組織 (人口約2千人の村)

住民生活課 住民の諸届の受理/印鑑その他証明/埋火葬の (8名) 許可/住民基本台帳及び印鑑登録簿の記録整理 /戸籍の編成及び 記載並びに外国人登録/国 民健康保険/国民年金/老人福祉法に基づく医 療/災害救助及び日赤事業/妊産婦及び乳幼児 の保健/社会保障及び社会福祉/保健衛生、伝 染病予防、狂犬病予防法及びへい獣処理/ゴミ 処理、し尿処理、公害及び環境衛生全般/ **介護保険**/米穀類購入通帳、母子手帳交付

保 育 園 学前児の保育所入園、退園/園児の交通安全策

老人福祉センター 老人の生活、住宅、身上等に関する相 談、援助、指導/老人の疾病の予防、 治療に関する相談、援助、指導/老人 の健康増進のための栄養、運動等の指 導/老人の生業及び就労に関する指導 /老人の後退機能の同復訓練/老人の 教養の向上及びレクレーション等の事 究、 広報

児 童 館 地区児童全学年の学童保育/地区児童の自主 的、機関及び団体との連絡調整組織的活動の促 進/地区児童並びに関係

診 療 所 健康診断及び健康相談/療養の指導及び相談/

> ※ A市、B町、C村はいずれも県内市町村 第2回 奈良県市町村合併推准審議会

# 介護保険に関する事務について

下表に示すのは、市町村が行っている介護保険に関する事務である。

これをみると小規模町村も大規模都市も、介護保険の対象となる方の多い少ないはある ものの、同じ業務を行っている。

1	介護保険に関する事務	根拠条文(介護保険法)	備考
第1	被保険者の資格管理に関する事務		
1	被保険者の資格管理	法第11条~第12条	
2		法第13条	
3		法第12条	
4			
第 2	要介護認定要支援認定に関する事務		
1	要介護(要支援)認定等に関する事務	法第27条・第28条・第32条	
2	職権による要介護区分変更及び取り消し	法第30条・第31条・第34条	
3	住所移転者に係る介護(要支援)認定	法第36条	
第3	介護認定審査会の設置等	法第14~17条・第27条・第32条	
第 4			
1	2 3 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		
	(1) 受給者台帳の管理		
	(2) 給付制限等の管理	法第63条~第69条	
	(3) 利用者負担額の減免者の管理	法第48条・第50条・第60条	
	(4) 国民保険連合会への情報提供	法第41条・第48条	
2	給付実績の記録管理等		
	(1) 居宅介護(支援)サービス計画管理に関する事務	法第46条・第48条	
	(2) 介護・予防給付の実績管理に関する事務	法第43条・第55条	
	(3) 償還払いの給付管理に関する事務	法第44~45条·第47~49条·第56~57条	
	(4) 高額介護(居宅支援)サービス費の支給に関する事務	法第51条・第61条	
	(5) 特別給付に関する事務	法第62条	
	(6) 他の法令による給付との調整	法第20条	
	(7) 損害賠償請求及び不正利得の徴収等の事務	法第21~22条	
第5	保健福祉事業	法第175条	
第6			
第7			
1	AH CI	法第3条	
2		法第121条~第128条	
第8		T	
1	FIGURE 131 2010 131 2010 1313	法第129条	
2	1	法第130~141条・第143条・第145条	
3	減免、徴収、猶予に関する事務	法第142条	
4	滞納に関する事務	法第66~67条・第144条	
5	7C 87 M 31 - 170 7 - C 3 - 3 7	法第139条	
第9			
第10	広報等		

### 認定の広域化

介護認定審査会の設置・運営にあたっては、審査会委員の確保、公平・公正な審査判定の実施、効率的な事務の執行等の理由から、市町村の区域を超えた取り組みが有効であり、下表のとおり市町村間での連携が図られている。 (平成17年9月25日現在)

運営形態	実施数	名称及び加入保険者名					
単独設置	6	奈良市、大和高田市、大和郡山市、御所市、生駒市、香芝市					
		天理市、山添村					
   機関の共同設置	4	橿原市、高取町、明日香村					
機関の共同改員	4	川西町、三宅町、田原本町					
		葛城市、広陵町					
		桜井宇陀広域連合(桜井市、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曽爾村、御杖村)					
広域連合	2	南和広域連合					
		(五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山					
		村、上北山村、川上村、東吉野村)					
組合	1	王寺周辺広域休日応急診療施設組合					
		(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町)					

# 【県内の市町村の主な専門職員配置状況】

(表の数字は市町村数)

## ◆ 保健師·助産師

人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満	1	13	1			
5,000~10,000人			6	3		
10,000~30,000人				7	4	
30,000~50,000人					4	
50,000人~100,000人						5
100,000人以上			1			2

## ◆ 栄養士

人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満	15					
5,000~10,000人	9					
10,000~30,000人	4	5	2			
30,000~50,000人	2	1	1			
50,000人~100,000人		1	2	2		
100,000人以上	1	1		1		

## ◆ 建築技師

人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満	14	1				
5,000~10,000人	8		1			
10,000~30,000人	6	4	1			
30,000~50,000人	1	1		1	1	
50,000人~100,000人				1	1	3
100,000人以上						3

## ◆ 土木技師

人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満	8	5	1			1
5,000~10,000人	5		2	1		1
10,000~30,000人	4	4			2	1
30,000~50,000人					1	3
50,000人~100,000人						5
100,000人以上						3

平成16年地方公共団体定員管理調査(H16.4.1現在)より作成